

## 第17回福島地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成23年2月7日(月)午後1時15分から午後2時43分まで

### 第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

### 第3 出席者

(委員)

柏村二三男, 小池隆, 錫谷達夫, 高世三郎(委員長), 高橋文郎, 松谷佳樹,  
武藤正隆, 山崎捷子(五十音順, 敬称略)

(説明者)

大内事務局長, 國分民事首席書記官, 齊藤刑事首席書記官, 海藤事務局次長,  
青山総務課長, 鈴木民事部主任書記官, 淡路刑事部主任書記官

(庶務)

平塚総務課課長補佐, 渡邊総務課庶務係長

### 第4 議事等

#### 1 開会(青山総務課長)

#### 2 委員の交代等

異動で松本裕委員が転出したため, 平成22年11月25日付けで後任に小池隆委員が任命され, 任期満了で退任された高橋一郎委員の後任に平成23年1月1日付けで武藤正隆委員が任命された。

#### 3 新任委員の自己紹介

#### 4 議事及び質疑応答等の要旨【●=委員長, ○=委員, ◎=説明者】

##### (1) 犯罪被害者保護制度について(齊藤刑事首席書記官等から説明)

意見交換

- 犯罪被害者特定事項の秘匿については, どのような事件でどのように振り分けをするのか。

- ◎ 基本的に性犯罪事件が多いが、被害者が検察官に申し出をし、裁判所が検察官及び弁護人の意見を伺った上で最終的に秘匿するかどうかの判断を行うことになる。基本的には全ての事件に対して申し出ができる。
- 少年犯罪では少年審判の内容が表に出ないが、少年審判ではどの範囲まで犯罪被害者保護について配慮しているのか。
- ◎ 少年事件についても審判の傍聴等の法改正がなされており、審判に影響がない形で被害者等が入ることのできる手続がある。
- 犯罪被害者が裁判所に出頭する際の心遣いとして、裁判所ではどのようなことをしているのか。
- ◎ 検察庁等とも相談し、対応を検討しており、犯罪被害者にとって最も影響が少ない時間帯に庁舎内へ誘導したりなど、できる限り配慮するというスタンスである。
- 法曹三者の中で犯罪被害者との関わりが深いのは、訴追する側の検察官である。検察庁では、被害者支援員制度を設けており、検察事務官オービーやオージーが支援員として全国の地方検察庁本庁所在地で活動している。その者たちが犯罪被害者の自宅や地方検察庁まで迎えに行き、付き添いを行ったりしている。しかし、支援員数には限りがあるため、犯罪被害者の中でも特にセンシティブな対応を求められる女性被害者には、現職の検察事務官で女性サポートチームを編成している。女性検察事務官が被害者のところまで出向いて行って、裁判所まで案内をしている。裁判所の近くまで来たところで、裁判所の職員と連絡をとって、裁判所構内へ入ってからは、裁判所職員が引き継いで被害者を誘導しており、連携はとれている。
- 犯罪被害者保護制度は素晴らしい制度ではあるが、いわゆる従来型の訴訟に犯罪被害者が入ってきたときに、どこまで訴訟主体となるのか、また、被告人の地位が制限されないことがないようにしながら被害者をフォローしていくことが大事である。まだまだ過渡期なので、うまく制度が進むよう祈っている。

- 刑事損害賠償命令制度がどんどん進むと民事裁判は減っていくのか。
- 刑事事件がらみの民事事件は、現在もそんなに件数はない。確かに刑事手続の中で一部民事的に解決できる部分が出てくるのは間違いないが、それほどの影響はないと思われる。
- 事件数が減るというより、損害賠償請求が速やかに刑事裁判の中でできるという迅速性があるということであろう。

(2) 労働審判について(鈴木民事部主任書記官から説明)

意見交換

- 労働審判は、地裁本庁でのみの手続とのことであるが、もう少し窓口を広げるなど強化する方法はないのか。例えば簡裁を窓口とした労働審判に準ずるような紛争解決方法は考えられないか。
- ◎ 労働審判制度は、司法制度改革のひとつとして、特別な手続として導入された。全国的に見ると平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部でも扱うこととなったが、支部で扱うには、労働審判員としてふさわしい専門家の確保等について、まず、本庁でノウハウを蓄積することが重要である。また、事件数の今後の推移等も含め、総合的に勘案しながら検討していくことになろう。なお、雇用関係のトラブル解決方法としては、労働審判の他に調停による解決もあり得る。
- 労働審判制度は、従前の手続とは別に設けられた手続である。調停を経て、訴えを起こす方法は、以前からあるものであり、今も活用されているところである。今後の事件の動向、労働審判員の確保、利用状況等を見ながら、どの範囲でサービスを提供していくのか判断していくことになるものと思われる。
- 労働審判の審理の進め方はどうしているのか。メンバー同席で同じ部屋で進めていくのか。
- ◎ 労働審判は原則非公開であるが、労働審判委員会が認めた方については傍聴が可能である。例えば、会社の人事担当者等が認められたことがある。

話し合いの進め方については、労働審判委員会の判断となるが、原則3回という制約の中で不満を残さないよう話し合っ解決するのが理想的であるので、証拠調べをやりながら、途中で話し合いの機運があれば話し合いを進めているようである。

- 労働審判の中でのやり方としては、両当事者が同じ部屋の場合もあるが、片方ずつから話を聞いて進めていることも多いようである。

#### 5 当委員会に対するアンケート協力依頼について

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」及び「司法改革大阪各界懇談会」連名による「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」に対する対応について、回答の可否及び回答する場合の回答内容について委員会に諮り、委員会庶務が用意した原案どおり回答することです承された。

#### 6 次回テーマ等について

今回は、「女性管理職の登用の拡大」をテーマに取り上げ、委員のお一人に基調講演をお願いすることです承された。

#### 7 次回の予定等について

次回開催期日を平成23年7月4日(月)午後1時15分とすることです承された。

#### 6 閉会